

任意継続被保険者の保険料の前納制度について

◆◆保険料を事前に一括して納付することができ、保険料が割引になります。◆◆

前納できる期間

- ① 半期（6ヶ月）前納
 - ・ 4月分～9月分まで
 - ・ 10月分～翌年3月分まで
- ② 全期（12ヶ月）前納
 - ・ 4月分～翌年3月分まで
- ③ 年度途中で任意継続被保険者となった方は、資格取得月の翌月分から9月分または、翌年3月分までを納めることができます。

※ 任意継続期間（2年間）の満了や後期高齢者医療制度加入（75歳到達による）の場合は、資格喪失月の前月までの期間となります。

保険料の納付期限

- ・ 前納保険料は、前納開始月の前月末日までに納付してください。
 - ① 4月分～9月分までの6ヶ月分、4月分～翌年3月分までの12ヶ月分・・・**3月末日**
 - ② 10月分～翌年3月分までの6ヶ月分・・・**9月末日**
 - ③ 年度途中で任意継続被保険者となった場合・・・資格取得月の末日
- ※ 納付期限をすぎると前納制度の割引は適用されなくなりますので、ご注意ください。

保険料の割引

- ・ 保険料が割引になります。（複利現価法による年4%）

★ 割引後の額＝標準報酬月額×保険料率×納入倍率

前納月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
納入倍率	0.99673694	1.99022148	2.98046421	3.96747573	4.95126657	5.93184725
前納月数	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
納入倍率	6.90922823	7.88341996	8.85443286	9.82227728	10.78696356	11.74850203

例）標準報酬月額が320千円の方（介護該当なし）の12ヶ月前納の場合

毎月納付：320千円×88/1000×12ヶ月＝337,920円

前納納付：320千円×88/1000×11.74850203（納入倍率）＝330,837円（割引7,083円）

前納申込方法

- ・ 前納を希望される方は、組合より「**保険料前納申出書**」を送付いたしますので、納付期間等に記入・捺印の上、当組合まで送付してください。
申出書が届き次第、健康保険組合より前納保険料納付書を送付させていただきます。

注意事項

- ・ 前納期間の途中で、就職や死亡の場合は保険料を還付できますが、「国民健康保険に加入する」や「ご家族の健康保険の扶養に入る」などの理由で資格を喪失した場合は、前納された保険料を還付することはできませんので、くれぐれもご注意ください。

★ お問合せ先：富山県自動車販売店健康保険組合 TEL076-424-3322 ★